

# 定期安全管理審査に関する運用要領

平成26年2月  
原子力規制庁  
原管B発第1402272号

## 目次

1.	目的	1
2.	適用範囲	1
3.	関係法令等	1
4.	用語の定義	2
5.	定期安全管理審査について	3
5.1	定期安全管理検査に関する法令要求の明確化	3
5.2	定期安全管理検査における各実施主体の役割分担	3
6.	定期安全管理審査申請に対する取扱い	4
6.1	申請について	4
6.2	手数料について	5
7.	審査の計画・実施	5
7.1	審査の体制	5
7.2	審査の期間	6
7.3	審査の方法及び審査場所	6
7.4	審査基準	7
7.5	審査記録の作成	7
7.6	検出事項について	7
8.	審査結果及び評定について	7
8.1	審査結果の取りまとめ	7
8.2	評定結果について	7
様式第1	定期安全管理審査申請書	8
様式第2	定期安全管理審査申請変更届出書	9

《令和元年6月25日 原規規発第1906258号 一部改正 溶け込み版》

参考資料 定期安全管理審査期間の概要..... 10

## 1. 目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の16、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）に基づき、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）が行う定期事業者検査の実施に係る体制についての審査及び定期事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定に関する運用を定めたものである。

## 2. 適用範囲

本規程は、法第43条の3の16に基づき、委員会が行う定期事業者検査の実施に係る体制についての審査及びその総合的な評定に適用する。

## 3. 関係法令等

定期安全管理審査には、「表1 定期安全管理審査に適用する関係法令等」に示す関係法令等の最新版を適用する。

表1 定期安全管理審査に適用する関係法令等

関係法令等の名称	法令番号等	公布等年月日	本規程における略称
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	昭和32年法律第166号	昭和32年6月10日	法
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	昭和32年政令第324号	昭和32年11月21日	施行令
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	昭和53年通商産業省令第77号	昭和53年12月28日	実用炉規則
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	平成12年総理府令第122号	平成12年11月6日	研開炉規則
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	平成25年原子力規制委員会規則第6号	平成25年6月28日	実用炉技術基準
研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	平成25年原子力規制委員会規則第10号	平成25年6月28日	研開炉技術基準
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	原規技発第1306194号	平成25年6月19日	実用炉技術基準解釈
研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	原管P発第1306193号	平成25年6月19日	研開炉技術基準解釈
発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド	原規技発第13061923号	平成25年6月19日	定期事業者検査等ガイド

## 4. 用語の定義

本規程における用語の定義は、次のとおりである。

### (1) 定期事業者検査実施組織

原子力発電所の同一構内に設置される発電用原子炉施設に対する定期事業者検査が一元管理される発電所等の組織をいう。

### (2) 協力事業者

発電用原子炉設置者（以下「設置者」という。）が定期事業者検査の一部を委託した者をいう。具体的には、第三者検査機関が挙げられる。

### (3) 定期事業者検査員

法第43条の3の16に基づき構築される検査体制において、定期事業者検査の実施に係る技術力・力量を有し、法に基づく定期事業者検査を実施する者をいう。なお、設置者が定期事業者検査の一部を外部委託する場合にあっては、その外部委託先の者であって定期事業者検査の実施に係る技術力・力量を有している者についても法に基づく定期事業者検査を実施する者としてすることができる。

### (4) 力量

教育及び訓練の結果、経験等により評価される定期事業者検査に対する能力をいう。

### (5) 品質保証規程

保安活動を通じて原子力の安全を達成するため、設置者が品質（原子力の安全）に影響を与える活動を体系的に実施するための管理の方法を記述した文書をいう。

### (6) 保守管理規程

発電用原子炉施設が保有すべき性能や機能、安全水準等が維持されるよう、設置者がそれぞれの設備・機器等が有する安全上の機能・重要度等に応じた適切な保全を実施するための手段を記述した文書をいう。

### (7) 保全計画

発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替、改造等の方法、実施頻度及び時期を定めた計画をいう。

### (8) 点検計画

保全計画のうち、定期に行う点検及び試験の方法、実施頻度並びに時期を定めた計画をいう。

## 5. 定期安全管理審査について

定期安全管理審査は、設置者が実施する定期事業者検査を適切に外部評価し、その結果を設置者に通知することによって、設置者の自主保安の改善に資するものである。

### 5.1 定期安全管理検査に関する法令要求の明確化

法第43条の3の16に規定される定期安全管理検査は、定期事業者検査、定期安全管理審査及び評定から構成される。定期安全管理検査に関係する設置者及び委員会は、それぞれに要求される法令要求事項を明確にし、業務を遂行する。

### 5.2 定期安全管理検査における各実施主体の役割分担

設置者は、法第43条の3の16第1項及び第2項に基づき、特定発電用原子炉施設が技術基準に適合していることを確認するため定期的に事業者検査を実施し、その結果を記録し、保存する。また、同条第4項に基づき、委員会が行う審査を受ける。

委員会は、定期安全管理審査において、定期事業者検査の実施に係る体制に対して、表2に示す法第43条の3の16第5項及び実用炉規則第61条又は法第43条の3の16第5項及び研開炉規則第56条に規定される審査事項（以下「法定審査項目」という。）について審査を行う。この際、前回の評定結果の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、実用炉規則第61条第2項又は研開炉規則第56条第2項の規定に基づき、法定審査項目のうち「検査記録の管理に関する事項」及び「検査に係る教育訓練に関する事項」の項目は適用しなくてよい。

審査にあたっては、委員会は設置者の定期事業者検査にかかる一連の計画、実施、評価、改善プロセスがそれぞれ適切に構築され、運営されていることを確認する。

委員会は、審査内容を総合的に勘案し、法第43条の3の16第6項で準用される法第43条の3の13第5項の規定に基づき評定を行い、法第43条の3の16第6項で準用される法第43条の3の13第6項の規定に基づき審査結果及び評定結果を設置者に対して通知する。

表2 法定審査項目

- |                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 定期事業者検査の実施に係る組織</li><li>2. 検査の方法</li><li>3. 工程管理</li><li>4. 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</li><li>5. 検査記録の管理に関する事項</li><li>6. 検査に係る教育訓練に関する事項</li></ol> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 6. 定期安全管理審査申請に対する取扱い

### 6.1 申請について

定期安全管理審査は、実用炉規則第60条又は研開炉規則第55条の規定により定期事業者検査を行う時期に実施するため、実用炉規則第59条第1項又は研開炉規則第54条第1項の規定により定期安全管理審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、審査の対象となる定期事業者検査の実施時期を含むように審査を受けようとする期日を設定する。

申請者は、実用炉規則第59条又は研開炉規則第54条の規定により、審査を受けようとする期日（審査の対象となる定期事業者検査を行う時期に受ける施設定期検査の開始日）の1か月前までに「(1)申請書様式」に基づき必要な事項を記載した申請書に「(2)申請書の添付書類」を添付して提出する。

また、申請後に申請書又は添付書類に記載された事項を変更したときは、「(3)変更の書類」に基づき、申請変更届出書を提出する。

#### (1) 申請書様式

実用炉規則第59条第1項又は研開炉規則第54条第1項の規定により申請者が提出する申請書の様式は様式第1とする。

定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号については、審査を受けようとする定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号（号機）を記載する。

審査を受けようとする定期事業者検査の範囲については、定期事業者検査等ガイドに基づき、保全計画の始期としては直近（次回）の施設定期検査の開始日を、保全計画の期間としてはその次の（次々回）の施設定期検査の開始日前日までの期間として設定した発電用原子炉施設の当該号機で行う保全サイクルの回数を記載する。

定期事業者検査の主な実地場所については、審査を受けようとする定期事業者検査を行う発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地を記載する。

審査を受けようとする期日については、審査の対象となる定期事業者検査の実施時期を含むように設定した期日を記載する。

具体的には、審査の対象となる定期事業者検査を行う時期に受ける施設定期検査の開始日から次の施設定期検査の開始日の前日までの期間を含むものとする。

ただし、特定発電用原子炉施設の運転が開始される日から第2回目の施設定期検査開始日の前日までの間に行う定期事業者検査について定期安全管理審査を受けようと

する場合は、運転を開始する日から第2回施設定期検査開始日の前日までの期間を含むものとする。

## (2) 申請書の添付書類

実用炉規則第59条第2項第1号から第3号又は研開炉規則第54条第2項第1号から第3号に掲げる事項を説明する添付書類については、次のとおりとする。

### ① 第1号の定期事業者検査の計画を説明する書類

保全計画、点検計画に基づき作成された定期事業者検査の実施計画を記載したもの

### ② 第2号の定期事業者検査に関する規程を説明する書類

定期事業者検査に係る規程類のリストを記載したもの

### ③ 第3号の定期事業者検査の要領書を説明する書類

定期事業者検査に使用される検査実施要領で、検査要員、検査用機器、検査の内容及び判定基準を説明する書類のリストを記載したもの

## (3) 変更の書類

実用炉規則第59条第3項又は研開炉規則第54条第3項の規定により申請書又はその添付書類に記載された事項を変更したときは、様式第2の申請変更届出書に変更した書類を添付して速やかに届け出る。

## 6.2 手数料について

委員会は、定期安全管理審査申請書の提出を受けた際、施行令別表第1（第65条関係）に規定する手数料に係る納入告知書の発行手続きを行い、発行された納入告知書は申請者に手交又は送付する。

## 7. 審査の計画・実施

### 7.1 審査の体制

定期安全管理審査は、法第67条の2第1項に規定する委員会の原子力施設検査官（以下「検査官」という。）が実施するものとし、原則として2名以上の検査官で行う。

ただし、やむを得ない事情により2名以上の検査官が確保できない場合は、検査官1名のほか、検査官以外の者1名以上の審査補助員（原子力規制庁の職員に限る。）により、審査チームを編成することとする。



## 7.2 審査の期間

審査の期間は、申請された審査を受けようとする期日を踏まえ、定期安全管理審査の対象となる定期事業者検査の期間中に行われる施設定期検査の開始日を審査開始日として、次の施設定期検査の開始日の前日を審査終了日とする。

## 7.3 審査の方法及び審査場所

定期安全管理審査においては、定期事業者検査の実施に係る体制を審査するため、次により「文書審査」及び「実地審査」を行う。

審査は、立会い又は記録確認により行うものとし、立会いにより実施する場合には、審査期間中の適切な時期に、抜打ち又は事前通告のうち適切な方法を用いて実施する。

審査にあたっては、検査官は、審査開始前までに「定期安全管理審査審査計画」（以下「審査計画」という。）を策定し、その計画に基づき「文書審査」及び「実地審査」を行う。

審査計画は、申請書、添付書類及び申請者から入手した情報を踏まえて策定する。

### (1) 文書審査

文書審査は、申請書及び申請者が準備する次に示す書類により実施する。

- ① 申請者の品質保証規程
- ② 申請者の保守管理規程
- ③ 保全計画
- ④ 申請者が作成した定期事業者検査に係る文書（記録を含む。）

申請者が行う定期事業者検査に係る基本的な体制が、5.2 の表2に示す法定審査項目についてそれぞれ7.4の審査基準に適合しているか審査する。

審査場所は、委員会事務所又は申請者の事業所で実施するものとする。

### (2) 実地審査

実地審査は、文書審査の結果を踏まえ実施する。

申請者の品質保証規程及び保守管理規程に関連する手順書等の閲覧、申請者等との面談並びに定期事業者検査の計画、実施、結果の確認及び処置に関する立会い又は記録確認により、申請者が行う定期事業者検査に係る具体的な体制が、5.2 の表2に示す法定審査項目についてそれぞれ審査基準に適合しているか審査する。

審査場所は、申請者の事業所等において実施する。

## 7.4 審査基準

5.2 の表 2 に示す法定審査項目について、発電用原子炉施設が実用炉技術基準又は研開発炉技術基準に適合していることを確認するために設置者が行う定期事業者検査の実施に係る体制が適切なものであることを判断するため、次の各号に掲げる規程等に基づいて体制が構築されているか審査を行う。

- (1) 電気技術規程 JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」  
(一般社団法人日本電気協会)
- (2) 電気技術規程 JEAC4209-2007「原子力発電所の保守管理規程」(一般社団法人日本電気協会)
- (3) 定期事業者検査等ガイド

## 7.5 審査記録の作成

検査官は、「文書審査」及び「実地審査」において審査基準に従い審査した内容について、その判断理由と判断根拠（判断の根拠とした書類名等）を記載するなど、客観性を持たせて審査記録を作成する。

なお、審査において検出事項がある場合には、「7.6 検出事項について」に従い、審査記録を作成する。

## 7.6 検出事項について

「文書審査」及び「実地審査」において、審査基準に照らして改善すべき事項を検出した場合、申請者に事実の確認を行う。また、この事実に対して申請者の対応を確認する。当該検出事項に係る確認事項及び申請者の対応状況を明確にするため、申請者に確認した内容について、定期事業者検査実施組織の検査責任者に署名又は押印を求めるものとする。

## 8. 審査結果及び評定について

### 8.1 審査結果の取りまとめ

委員会は、審査終了後、遅滞なく、審査結果を取りまとめる。

### 8.2 評定結果について

委員会は、審査結果を踏まえ総合的な評定を行い、審査結果とともに申請者に通知する。

(様式第1)

定期安全管理審査申請書

申請番号  
年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第4項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号	
審査を受けようとする定期事業者検査の範囲	
定期事業者検査の主な実施場所	
審査を受けようとする期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第2)

定期安全管理審査申請変更届出書

申請番号  
年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

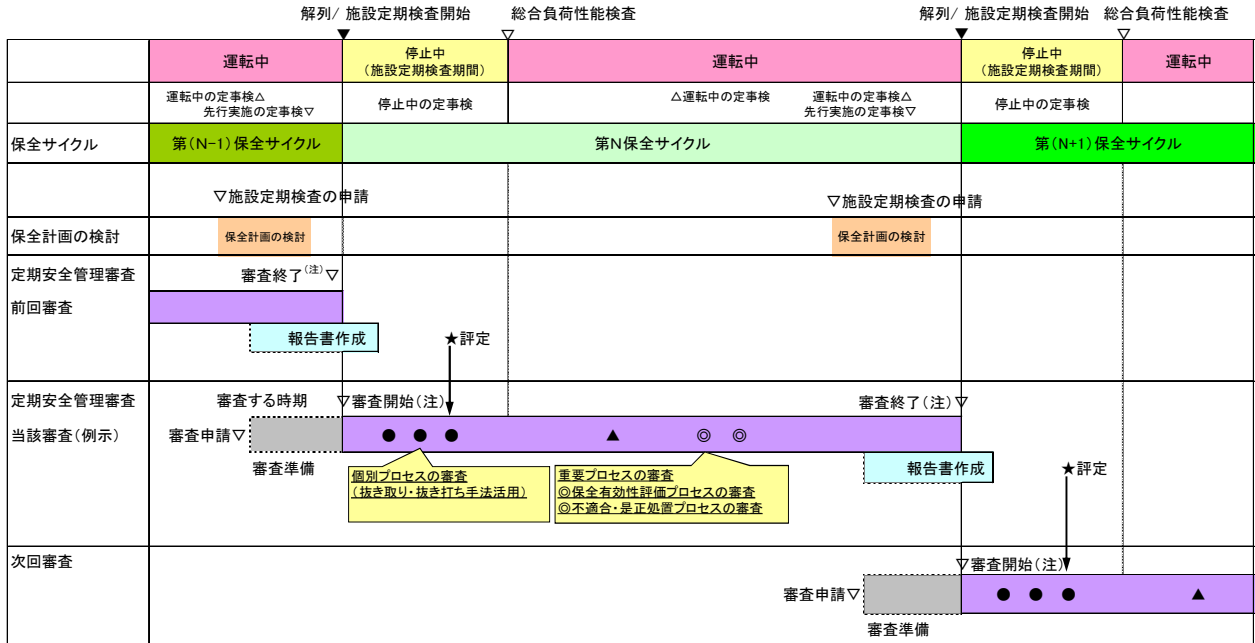
氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 号をもって申請した記載内容について、次のとおり変更しましたので届け出ます。

	変更前	変更後	変更事由
定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号			
審査を受けようとする定期事業者検査の範囲			
定期事業者検査の主な実施場所			
審査を受けようとする期日			
その他事項			

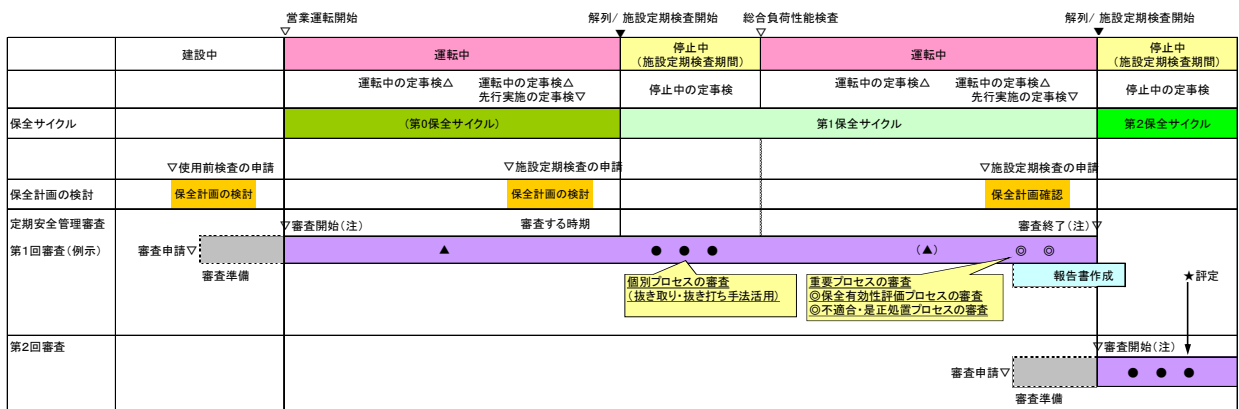
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

定期安全管理審査期間の概要



定事検：定期事業者検査 (注) 審査開始は施設定期検査の開始、また審査終了は次の施設定期検査開始の前日

図1 稼働中のプラントの場合



定事検：定期事業者検査 (注) 審査開始は運転開始の日、また審査終了は第2回施設定期検査開始の前日

図2 新增設プラントの場合